土木設計業務等変更ガイドライン補足資料

変更事例と適正な変更手続き 設計変更のポイント

平成30年2月

国土交通省関東地方整備局企画部

目 次

	貝
はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
1. 条件変更等の設計変更事例と設計変更のポイント ・・・・・・	3
1)変更手続きの流れ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2)「設計図書の誤謬・脱漏、表示が明確でない場合」の設計変更・・・	4
変更事例 1 設計図書の内容に脱漏がある場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
変更事例 2 設計図書の表示が明確でない場合 ・・・・・・・・・・・	4
設計変更のポイント 当初設計図書脱漏、表示が不明確 ・・・・・・・・・	5
3)「設計図書の履行条件相違(条件決定の遅れ)」の設計変更 ・・・・	6
変更事例 3 関連する調査・設計業務の遅れ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
変更事例 4 関係機関協議の遅れ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
設計変更のポイント 条件決定の遅れ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
4)「設計図書の履行条件相違(設計項目の追加)」の設計変更・・・	8
変更事例 5 関係機関協議資料の項目追加 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
設計変更のポイント 設計項目の追加 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
2. さらなる適正な設計変更の実施にむけて・・・・・・・・・・・	9

はじめに

本資料は、『土木設計業務等変更ガイドライン(国土交通省 技術調査課 平成27年3月)』をもとに、円滑な設計変更判断・手続きがなされるよう、その内容理解を促す補足資料として、(一社)建設コンサルタンツ協会関東支部の協力のもと、変更事例を持ち寄り作成しました。

土木設計業務等変更ガイドラインで示された契約書第18条の「条件変更等」について、変更手続き上、重要な事項、判断に迷う事項について、「変更事例と適正な変更手続き」、「設計変更のポイント」を示したものです。

ここに記述されている事例については、本来なら設計変更すべきと思われる案件を 掲載しました。

しかし設計変更の判断は、必ずしも全ての受・発注者共通の認識に基づくものではないことを、ご理解願するとともに、今後の状況を踏まえ適宜加除改訂するものです。

本資料の構成は、業務進行の流れに則り、「契約時の特記仕様書の脱漏、設計条件決定の遅れ、設計工種の追加」の順に、設計変更事例を記載しました。

1. 条件変更等の設計変更事例と設計変更のポイント

1)変更手続きの流れ

本資料に示す2)から4)の事例は、契約書第18条(条件変更等)、第24条(履行期間の変更 方法)、第25条(業務委託料の変更方法等)に則った設計変更事例です。

以下に、契約約款記述(抜粋)※)に沿った一般的な設計変更手続きの流れを示します。

受注者

発注者

第18条第1項 受注者:以下の事実を発見

- 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。
- 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- 三設計図書の表示が明確でないこと。
- 四 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的 な履行条件が実際と相違すること。
- 五 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

受注者:通知(書面)し、確認を請求

受注者は、業務を行うに当たり、上記のいずれかに該当する 事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

第18条第2項

発注者:調査の実施 (受注者:立ち会い)

発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら 同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの 上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が 立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うこ とができる。

業務推進 審査会

第18条第1項

当該業務に新たな工種 の追加や大規模な業務 内容の変更及び業務工 程に影響が発生した場 合は、必要に応じ受注 者又は発注者いずれか の発議で開催

第18条第3項 発注者:調査結果の通知

発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。

受注者 意見

受注者 受理

調査の結果をとりまとめ

調査の終了後14日以内に、その結果を通知

第18条第4項

発注者:設計図書の訂正又は変更

前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

第18条第5項

発注者:履行期間若しくは業務委託料変更

前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を負担しなければならない。

第24条 履行期間の変更方法

発注者と受注者の協議

履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。

第25条 業務委託料の変更方法等 発注者と受注者の協議

業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。

※) 公共土木設計業務等標準委託契約約款の解説

2)「設計図書の誤謬・脱漏、表示が明確でない場合」の設計変更

土木設計変更ガイドラインの関連箇所(ページ5及びページ6)

- 2.土木設計業務等の変更の対象となり得るケース
 - (1) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続(契約書第18条第1項第二号)
 - (2) 設計図書の表示が明確でない場合の手続(契約書第18条第1項第三号)

変更事例 1 設計図書の内容に脱漏がある場合

道路詳細設計について、業務に着手したところ、長大切土法面の計画箇所で「<u>法面工詳細設</u> 計」が必要だったが、設計項目に含まれていなかった。

適正な変更手続き

設計図書の脱漏発見 契約書第 18 条第1 項

▶ 受注者は、設計図書の脱漏「法面工詳細設計」が必要であることを直ちに発注者に通知する。

調査~調査結果通知 契約書第 18 条第2、3項

▶ 受発注者は、打合せ等で、不足する設計項目「法面工詳細設計」の必要性について調査 を行い、発注者は結果を受注者に通知する。

設計図書変更~委託料変更 契約書第 18 条第4、5項、契約書第 25条

▶ 発注者は、「法面工詳細設計」について、設計図書(特記仕様書)の訂正または変更し、 受発注者は契約変更協議を行い、設計項目追加に伴う委託料の変更手続きを行う。

変更事例 2 設計図書の表示が明確でない場合

築堤護岸詳細設計において、設計延長は明記されていたが、起終点の明示が無く<u>隣接工区と</u>の境界位置が、地先地名の不明確な表現となっており、正確な設計区間を確認できなかった。

適正な変更手続き

設計図書の表示が明確でないことを発見 契約書第 18 条第 1 項

▶ 受注者は、設計図書の表示が明確でないこと「隣接工区との設計境界位置が不明」を直 ちに発注者に通知する。

調査~調査結果通知 契約書第 18 条第2、3項

▶ 受発注者は、打合せ等で、「隣接工区との設計境界位置の明確化、それに伴う設計延長の増減」について、調査を行い、発注者は結果を受注者に通知する。

設計図書変更~委託料変更 契約書第 18 条第4、5項、第 25条

▶ 発注者は、「設計起終点位置を測点で明示するとともに、それに伴う延長の変更」について設計図書(特記仕様書)の訂正または変更し、受発注者は契約変更協議を行い、設計延長変更に伴う業務委託料の変更手続きを行う。

設計変更のポイント 当初設計図書の脱漏、表示が不明確

条件明示チェックシートの活用 ※チェックシート作成対象の詳細設計業務の場合

受発注者は、設計項目、設計条件に関する確認は、設計図書・貸与資料に加えて、条件 明示チェックシートを用いて確認する必要がある。

設計図書の脱漏の類似例

▶ 構造物の基礎工検討、構造物の付帯施設検討 等の設計項目の脱漏。

設計図書の内容が明確でない類似例

- ▶ 設計箇所、設計区間の位置が明確でない。
- ▶ 道路規格・道路幅員・交通区分といった設計条件が明確でない。

※ 契約前の注意点 業務内容の明確化

- 発注者は、作業量に応じた設計変更が適切に行われるよう、設計業務内容を特記仕様書 に明確に示すことが重要である。
- ▶ 例えば「関係機関協議」の一式計上の場合は、「協議対象者、協議議題、協議回数、協議 同行の有無等」の具体的内容を示すことで、作業量が増減した場合の適切な設計変更が 出来る。
- ▶ 例えば、検討対象は様々だが、「検討業務」の一式計上の場合、「対象箇所数、対象延長、 検討断面数、比較検討ケース数、作成図面内容、数量計算・事業費算定の有無等」の具 体的内容を示すことで、作業量が増減した場合に適正な設計変更が出来る。
- ▶ 受注者は『土木設計業務等変更ガイドライン』(P.3)に示されているように、入札・応 募時点」において設計図書を確認し、疑義点について積極的に発注者に質問する必要が あり、発注者は質問に対して内容・数量を明示する必要がある。

3)「設計図書の履行条件相違(条件決定の遅れ)」の設計変更

土木設計変更ガイドラインの関連箇所(ページP7及びページ1O)

- 2.土木設計業務等の変更の対象となり得るケース
 - (3) 設計図書の自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合の手続(契約書第 18 条第1項第四号)
 - (6)「設計図書の点検」の範囲を超えるもの(共通仕様書第 1105 条)

変更事例 3 関連する調査・設計業務の遅れ

樋管詳細設計において、関連する<u>地質調査業務の遅れ</u>、関連する<u>堤防詳細設計の堤防法線決</u> 定の遅れによって、基本条件決定が遅れ、履行期間内の作業完了が困難となった。

適正な変更手続き

履行条件の相違発見 契約書第18条第1項

▶ 受注者は、履行条件の相違「地質条件、堤防法線条件の明示が遅れたこと」から、履行期間の延期が必要であることを直ちに発注者に通知する。

調査~調査結果通知 契約書第 18 条第2、3項

▶ 受発注者は、打合せ等で、「受注者に責のない条件明示遅れであること、条件明示予定時期を踏まえた樋管設計の履行期間」について調査を行い、発注者は結果を受注者に通知する。

設計図書変更~期間変更 契約書第18条第4、5項、第24条

▶ 発注者は、「履行期間」について、設計図書(特記仕様書)の訂正または変更し、受発注 者は契約変更協議を行い、必要に応じ履行期間の変更手続きを行う。

変更事例 4 関係機関協議の遅れ

橋梁詳細設計の設計条件について河川管理者と協議を行ったところ、<u>河川断面の計画が見直される</u>こととなり、改めて予備設計レベルの検討と関係機関協議が必要となった。その結果、 検討作業が追加され、履行期間の作業完了が困難となった。

適正な変更手続き手順

履行条件の相違発見 契約書第 18 条第1 項

▶ 受注者は、履行条件の相違「関係機関協議の結果、期間を要する検討作業が発生したこと」から、履行期間の延期が必要であること、追加作業が発生したことを直ちに発注者に通知する。

調査~調査結果通知 契約書第 18 条第2、3項

▶ 受発注者は、打合せ等で、「受注者に責のない条件明示遅れであること、条件明示予定時期を踏まえた橋梁詳細設計の履行期間、追加の検討作業」について、調査を行い、受注者は結果を発注者に通知する。

設計図書変更~期間·委託料変更 契約書第 18 条第4、5項、第24条、第25条

▶ 発注者は、「履行期間」の変更と「橋梁予備検討項目」の追加について、設計図書(特記仕様書)の訂正または変更し、受発注者は契約変更協議を行い、履行期間と業務委託料の変更手続きを行う。

設計変更のポイント条件決定の遅れ

同時進行する調査・設計業務の工程に注意

- ▶ 設計業務と同時進行で、設計条件と関連のある別途業務が実施される場合がある。
- ▶ 受注者は、同時進行する関連業務状況を発注者に確認しながら業務を進め、遅れが生じる場合は設計変更手続きを行う。

業務スケジュール管理表の活用

▶ 受注者は、業務スケジュール管理表を用い、設計条件確認時期と、それに基づく設計作業工程の関係を整理し、適正な延期期間の根拠資料とすることが必要である。

年度繰り越しの設計変更

▶ 発注者は、履行期間延期が年度内に収まらないと判断される場合は、年度繰り越しによる履行期間の延期を行う。

業務推進審査会

▶ 受発注者は、履行期間延期の妥当性について検討が必要な事項がある場合は「業務推進審査会」を開催し、適切な履行期間に対する判断を踏まえ、変更手続きを行う。

調査・設計業務の条件決定の遅れが生じる類似例

- ▶ 設計条件に関連する調査業務「測量、地質調査、交通量調査、地下埋設物調査等」の遅れ。
- ▶ 設計条件に関連する設計業務「上流の設計成果、隣接工区の設計成果で条件・方針の整合を図る必要のあるもの等」の遅れ。

関係機関協議の遅れが生じる類似例

- ▶ 公安委員会との調整による遅れ。
- ▶ 河川管理者、道路管理者、公園管理者、砂防実施者、治山施設実施者との調整による遅れ。
- ▶ 公益事業者(電気、ガス、上下水道、通信等)、鉄道事業者との調整による遅れ。
- ▶ 地元住民(自治会含む)との調整による遅れ。
- ▶ 農水関係組合、漁港、土地改良区との調整による遅れ。

4) 「設計図書の履行条件相違(設計項目の追加)」の設計変更

土木設計変更ガイドラインの関連箇所 (ページ7)

- 2.土木設計業務等の変更の対象となり得るケース
 - (3) 設計図書の自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合の手続(契約書第 18 条第1 項第四号)

変更事例 5 関係機関協議資料の項目追加

道路切土区間を横断する2か所の市道橋梁予備設計において、市道管理者との幅員確認を目的とした関係機関協議過程で、橋梁を1か所に集約する代替案が議題となり、橋梁添架物移設計画を含む検討案の概略図作成、概算事業費算出等の検討資料作成が必要となった。当初の関係機関協議資料作成内容は「市道幅員確認のための資料」と仕様書に記載されていたが、数量が一式計上となっていたため変更対象とならなかった。

適正な変更手続き手順

履行条件の相違発見 契約書第18条第1項

▶ 受注者は、履行条件の相違「関係機関協議経緯から、当初協議目的と異なる新たな検討 作業が増えた」ことを直ちに発注者に通知する。

調査~調査結果通知 契約書第 18 条第2、3項

▶ 受発注者は、打合せ等で、「当初発注項目に含まれていない追加作業(橋梁集約案の概略図作成、事業費算出)」の必要性と内容について調査を行い、発注者は結果を受注者に通知する。

設計図書変更~委託料変更 契約書第 18 条第4、5項、第 25 条

▶ 発注者は、「橋梁集約案の検討」について、設計図書(特記仕様書)の訂正または変更し、受発注者は契約変更協議を行い、必要に応じ業務委託料の変更手続き行う。

設計変更のポイント 設計項目の追加

関係機関協議による作業の追加

▶ 関係機関協議での検討依頼について、当初発注の協議用資料作成として想定されている 内容でない作業については、設計変更の対象とする。

※ 契約前の注意点 関係機関協議資料内容の明確化

- ▶ 発注者は、作業量に応じた設計変更が適切に行われるよう、関係機関協議資料の内容を 特記仕様書に明確に示すことが重要である。
- 例えば、「資料の目的(排水流末確認協議、河川占用協議等)、数量(対象箇所数、対象 範囲等)」の具体的内容を示すことで、作業量が増減した場合の適切な設計変更が出来 る。
- ▶ 受注者は『土木設計業務等変更ガイドライン』(P.3)に示されているように、入札・応募時点」において設計図書を確認し、疑義点について積極的に発注者に質問する必要があり、発注者は質問に対して内容・数量を明示する必要がある。

2. さらなる適正な設計変更の実施にむけて

前ページまでの変更事例以外にも、特記仕様書の条件明示に一式といった不明確な内容提示をしたことから、契約後再度の設計変更を実施した事例があります。

また、契約後も発注者からの適切な条件や指示が示されないことから、業務の実施中における受発注者間の誤解や契約変更における判断の遅れを発生させ、混乱を生じさせた事例があります。

他にも、当初決定した設計条件に沿って設計を行っている履行中において、関係機関協議・住民調整の結果など、何らかの理由で「設計条件が途中で変更」された事例もあります。

一方、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 56 号)」の基本理念に「請負契約の当事者が対等な立場における合意に基づいて公正な契約を適正な額の請負契約代金で締結」が示されており、また、発注者の責務に「設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、必要があると認められたときは適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行うこと」が規定されています。

以上の内容を踏まえ発注者は、業務遂行における遅れ、業務内容の相違及び業務実施の 手戻りが生させず、適切な設計条件の明示と条件変更時の設計変更がなされるよう、以下 に示す内容を心がけてください。

【日頃から心がけていただきたい内容】

- 1)業務の発注前までに、業務に係わる問題点の解決や設計条件を確定させること。
- 2) どのような設計条件であるか把握できる条件明示チェックシートを、受発注者は業務開始前に活用し共有すること。
- 3) 受発注間の密接な連絡をとりあい情報を共有すること。
- 4) 受注者からの疑義に対するワンデーレスポンスを実施すること。
- 5) 設計条件の再認識や施工の留意点が把握できる合同現地踏査の実施すること。
- 6)業務のクリティカルパスが把握できる、業務スケジュール管理表による受発注 者間で共有すること。
- 7) 実務実施上の課題を迅速に解決するため、受発注者のどちらからでも発議で開催できる業務推進審査会の活用すること。
- 8) 受発注者相互で何を確認し了承を確認したか記録する、打合せ記録簿での共有をすること。
- 9) 受注者とは対等であることを認識すること。